

【令和7・8・9年度の物品入札参加者等の登録申請について】

田辺市が発注する、物品（食料品を除く。）及び役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査など）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。登録を希望される事業者は、下記事項に留意の上、必ず期限までに申請書に必要書類を添付して提出してください。

記

【申請資格】

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
3. 国税を完納していること。市内業者又は田辺市内に受任営業所等を有する業者については、国税及び田辺市税を完納していること。
4. 営業許可や開業届等を必要とするものについては、当該許可等を有する者であること。
5. 申請年の申請日を基準として、同種の営業を引続き2年以上営んでいる者であること。
（組織変更、合併等の事情により同種の営業を引続き2年以上営んでいる者と同様の事情と認められる者も含む。）
6. 営業種目が役務・委託（Z**）で、田辺市内に支店・営業所等で登録する場合は、申請年の申請日を基準として、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること。（本店・本社は上記5の条件必須です。）
7. 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していないこと。

【受付期間】

令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで【当日消印有効】

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

（土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

【受付場所】

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所4階 契約課

電話（0739）26-9964（契約課直通）

（龍神・大塔・中辺路・本宮各行政局総務課でも受付します。（行政局では、持参のみ受付））

【受付方法】

郵送、持参又はLOGOフォームによる電子申請。

なお、書類不備の場合は、受付できませんのでご注意ください。

【提出書類】

別掲の提出書類一覧【郵送・持参】又は【オンライン申請】をご確認いただき、提出してください。

【登録について】

1. 申請について不備等がある場合は、申請担当者へ連絡させていただきます。
2. この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認めた場合は、田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録します。4月上旬にホームページへ掲載予定ですので、ご確認ください。
※登録名簿は、情報公開の対象となります。
※例年3月下旬ごろに登録通知はがきを送付しておりましたが、今回の本登録よりはがきの送付はありません。ホームページにて名簿をご確認ください。
3. 登録の有効期間は、令和7年4月1日～令和10年3月31日です。
(不当な行為等があった場合は、期間途中でも登録を抹消することがあります。)
なお、登録されても全員が必ず入札に参加できるということではありません。

【その他】

1. 提出部数 → 1部
2. 郵送で送付される場合で受付票が必要な場合は、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

＜注意＞

これまで、田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録がある方には、「物品入札参加者等登録の期間満了について」のお知らせハガキを送付させていただいておりましたが、次回以降ハガキの送付はありません。

各自ホームページ等でご確認いただき、申請していただくよう、お願いいたします。

営業種目一覧表

営業種目				備 考
大分類		コード	小分類	
一般印刷物作成		A 01	一般印刷	冊子、チラシ、伝票印刷等
コンピュータ関連印刷		B 02	コンピュータ関連印刷	連続用紙印刷、偽造防止用紙印刷、IC カード作成等
コピーサービス		C 03	コピーサービス	図面青焼、大判コピー、マイクロフィルム作成等
文具・事務用品販売		D 04	文具・事務用品類	文具類、紙類等
教材・教具等販売		E 05	教材・教具類	掛図、ビデオソフト、実習・実験用器具、玩具、遊具等
書籍類販売		F 06	書籍類	一般図書、専門図書、雑誌等
楽器類販売		G 07	楽器類	ピアノ、オルガン等
体育用品類販売		H 08	体育用品類	各種スポーツ用品
事務用什器類販売		I 09	事務用スチール製品類	机、イス、ロッカー、保管庫等
家具・室内装飾品販売		J 10	家具類	家具、寝具等
		J 11	室内装飾品類	カーテン、ブラインド、カーペット、畳等
		J 12	テント、シート類	テント、シート類
看板・表示板作成		K 13	看板類作成	看板、表示板、欄断幕、旗等
		K 14	標識類	ナンバープレート、犬鑑札等製造
被服類販売		L 15	各種被服類	制服、作業服、雨具、手袋等
		L 16	履物類	長靴、安全靴等
時計・記念品等販売		M 17	時計・記念品類	時計、記念品、ギフト用品、販促用品等
写真材料販売		N 18	カメラ・フィルム類	カメラ、レンズ、フィルム等
消防・防災用品販売		O 19	消防・防災用品類	消防ホース、消防ポンプ、消防用装備、防災用品等
電化製品販売		P 20	電化製品類	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、掃除機、業務用エアコン等
電気・通信機器販売		Q 21	一般事務用機器類	業務用コピー機、業務用ファックス、デジタル印刷機等
		Q 22	コンピュータ機器類	コンピュータ、周辺機器、市販ソフトウェア等
		Q 23	通信機器類	有線・無線機器、電話、放送機器類
		Q 24	★医療用品類	滅菌器、健康検査器具
医療器具・薬品販売		R 25	★薬品類	医薬品、ワクチン、防疫薬剤
		R 41	医薬品以外の薬品類	工業用薬品等（登録や許可が必要な薬品の場合は登録証書を添付）
		R 26	福祉介護用品類	特殊ベッド、介護用品等
		R 27	★農機具類	農業・園芸用機械器具類
工作機械・産業機械類販売		S 28	産業用機械類	建設機械類、工業用機械類、産業用機械類、重機類
		S 29	★暖房器具類	石油・ガスストーブ
石油ガス・厨房器具類販売		T 30	厨房器具類	調理台、厨房用機械、業務用冷凍冷蔵庫等
		Y 40	厨房用具類（小物）	食器、ザル、スプーン、包丁、まな板等
		U 31	★石油製品	ガソリン、軽油、A 重油、灯油、オイル等
燃料販売		U 32	★ガス類他	プロパンガス等
二輪車販売・修理		V 33	二輪車販売・修理	単車、自転車
自動車販売		W 34	自動車販売	軽自動車、普通車、特殊自動車
原材料類		X 35	資材類	各種建材類等
その他（物品）		Y 36	ゴミ分別指定袋製造取扱	市指定ゴミ袋の製造納入
		Y 37	★計量器類	質量計等
		Y 38	日用雑貨類	雑貨類
		Y 39	大規模小売店舗	百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター
		Y 69	その他の物品	（具体的に記載してください）
		Y 71	★建築物清掃	ワックス掛け、ガラス拭き、じゅうたん清掃、便所清掃
役務・委託	建築物管理業	Z 72	★飲料水貯水槽清掃	貯水槽清掃、飲料水水質検査
		Z 73	★ねずみ、昆虫等の防除	ねずみ、昆虫等の防除
		Z 74	★建築物空気環境測定	建築物内の空気環境測定
		Z 75	★修理、車検	軽自動車、普通車、特殊自動車
	自動車整備	Z 76	板金・塗装	板金・塗装
		Z 77	★浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
	保守点検	Z 78	電動シャッター保守点検	施設用大型電動シャッターの保守点検
		Z 79	自動ドア保守点検	施設用大型自動ドアの保守点検
		Z 80	★警備	機械警備、常駐警備、雑踏警備
	環境測定	Z 81	★環境測定	大気、騒音、振動等（具体的に記載してください）
	集団健康診査	Z 82	★集団健康診査	血液検査、心電図測定その他
	リース・レンタル	Z 83	リース・レンタル	（取り扱う物品について具体的に記載してください）
	コンピュータシステム開発・保守・点検等	Z 97	コンピュータシステム開発・保守・点検等	コンピュータシステム開発・保守・点検等
	各種計画策定・各種調査	Z 98	各種計画策定・各種調査	各種計画策定・各種調査
	その他（役務・委託等）	Z 99	その他の役務・委託等	（具体的に記載してください。建設業法及び測量法で規定された業種（※小規模工事を除く。）を除きます。）

※★のついた小分類の種目は、登録申請時に許認可及び届出等に係る書類の提出が必要な業種です。

※Z71～Z77、Z80、Z82 については、特定種目調書を添付してください。